

総務行第 12 号

平成 28 年 5 月 31 日

各 所 属 長 様

総 務 局 長

〔 行政部行政課（法務グループ）

担当：吉岡、藤井（06-6208-7432） 〕

行政手続における行政書士などの適正な代理人による書類作成及び行政手続法等の適正な運用の確保について

標題について、大阪府行政書士会から、行政書士制度の理解及び行政書士法の遵守の徹底、並びに、行政手続法及び行政手続条例の遵守の徹底について、平成28年3月31日付けで別添のとおり要望書が提出されました。

この要望書に記述のあるとおり、行政書士法（昭和26年法律第4号）においては、他人の依頼を受け報酬を得て官公署に提出する法的書類を作成することについては、他の法律に別段の定めがある場合等を除き、行政書士又は行政書士法人でない者が業として行うことを禁止しています（同法第19条第1項）。

このように、行政書士法その他の法律において、官公署に提出する法的書類の作成は、専門士業者のみが行うことができるとされているところですが、これら専門士業者ではない者が代理人として書類を作成し、許認可等の申請が行われることは、申請者たる市民にとってトラブルのもととなりかねず、また、専門資格を有しない者による法的書類の作成という点で、適正な行政手続の確保の要請上、問題があるといえます。

また、行政手続法（平成5年法律第88号）及び大阪市行政手続条例（平成7年条例第10号）では、行政手続の公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的に、市の機関が行う法律、条例等を根拠とする申請に対する処分や不利益処分については審査基準、標準処理期間及び処分基準を、行政指導については複数の者を対象とする行政指導指針を、それぞれ定め、公表するよう義務付けており、また、行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から当該行政指導の趣旨、内容等を記載した書面の交付を求められたときには、当該書面を交付することを義務付けていますが、市民の権利利益の保護のためには、こうした義務についても遵守する必要があります。

上記を踏まえ、各所属におかれては、市民の権利利益を保護し、適正な行政手続

を確保するため、下記のとおり、行政書士をはじめ、法律上の権限を有する者による業としての法的書類の作成について周知・注意喚起に努めるとともに、これら法律及び条例の趣旨を十分ご理解いただき、その遵守について所属職員に対する周知及び指導を行うなど、適切に対処されるようお願いいたします。

1 行政手続における代理人による書類作成に関する事項

- ① 許認可の申請様式がダウンロードできるホームページ等に、注意喚起文を掲載するようにしてください（別添参考1のとおり）。

<例>

行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

※ 申請の性質により、下線部の代理人士業や法律名の例示は、各所属の判断で変えていただいても結構です（租税一般の法的書類作成については税理士など）。

- ② 申請書類の記載例を作成している場合は、上記①と同じ注意喚起文を掲載するようにしてください（別添参考2のとおり）。

- ③ 特定の士業者が代理人となって申請書類を作成することがほとんどである場合は、申請書類の様式中に書類作成に係る当該代理人士業者の記名押印欄を設ける等の対応を検討してください（別添参考3のとおり）。

- ④ 権限のない者が代理人となって作成された申請書類による申請について、市民より苦情が寄せられたり、トラブルになったりしているような部署においては、権限ある代理人による申請書類の作成について周知するポスターやプレートを作成して設置する等の対応を検討してください。

2 行政手続法及び大阪市行政手続条例に関する事項

- ① これまでもご配慮いただいているところではありますが、申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間（行政手続法第5条及び第6条・大阪市行政手続条例第5条及び第6条）、不利益処分に係る処分基準（行政手続法第12条・大阪市行政手続条例第12条）及び複数の者に対する行政指導に係る行政指導指針（大阪市行政手続条例第34条）について、その設定及び公表を適正に行って

ください。

※ 上記の点については、総務局行政部行政課（法務グループ）より、各所属あてに「行政手続法及び大阪市行政手続条例の運用状況について」としてその状況に関する照会を後日させていただきますので、ご協力をよろしく願います。

- ② 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者並びに行使し得る許認可等に関する権限に係る法令の条項等を記載した書面の交付を求められたときは、当該書面を交付する義務がある（行政手続法第35条第3項・大阪市行政手続条例第33条第3項）ことについて、貴所属職員に周知を徹底してください。